

## 女性医師等復職支援研修事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、出産や育児等の事由により休職又は離職した女性医師等の円滑な医療現場への復職を図るため、女性医師等の復職を支援する県内の医療機関に対し、予算の範囲内において、女性医師等復職支援研修事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象は、休職又は離職後の医療現場への復職に不安を抱える女性医師等に対し、復職を支援するために実施する医療技術等の研修（以下「補助事業」という。）とする。

2 前項の研修は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 研修受講者の技量及び経験等を考慮した上で実施するものであること。
- (2) 概ね10日間程度の研修期間であること。なお、研修の効果が損なわれない範囲内であれば連続した期間でなくてもよいものとする。
- (3) 前号に規定する研修期間を1単位とし、2単位以内であること。

### (補助事業者)

第3条 補助事業者は、補助事業を実施する県内の医療機関であって、知事が適当と認めるものとする。

### (交付の額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額とする。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、女性医師等復職支援研修事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に申請するものとする。

- (1) 実施計画書（別紙1）
- (2) 所要額調書（別紙2）
- (3) 対象経費内訳書（別紙3）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めて指示する書類

2 前項の書類の提出期限は、別に定める。

3 補助事業者は、第1項に規定する申請書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除で

きる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあつては、この限りでない。この場合において、補助事業者は、第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定による報告をするものとする。

（交付の条件）

第 6 条 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（各費目の配分額のいずれか低い額の 20 パーセント以内の変更を除く。）をしようとするとき又は補助事業の内容の変更（補助金の増額を伴わず、かつ、事業費の額の 20 パーセント以内の変更を除く。）をしようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難となったときを含む。）は、速やかに知事に報告し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業に係る帳簿その他証拠書類を整理し、補助事業の完了した日の属する年度終了後 5 年間保管しておくこと。
- (4) 補助事業を実施するために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。
- (5) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならないこと。

（変更申請等）

第 7 条 前条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の経費の配分又は内容の変更をしようとするとき  
女性医師等復職支援研修事業変更承認申請書（様式第 2 号）
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき  
女性医師等復職支援研修事業中止（廃止）承認申請書（様式第 3 号）
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき  
女性医師等復職支援研修事業期間延長承認申請書（様式第 4 号）

（事前着手）

第 8 条 補助事業は、交付決定前に着手することはできないものとする。ただし、知事がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りではない。

2 補助事業の実施者は、交付決定前に補助事業に着手しようとするときは、女性医師等復職支援研修事業事前着手届（様式第 5 号）を知事に提出するものとする。

（実績報告）

第 9 条 補助事業の実績報告は、女性医師等復職支援研修事業実績報告書（様式第 6 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 実施報告書（別紙 4）

- (2) 所要額精算書（別紙 5）
  - (3) 対象経費内訳書（別紙 6）
  - (4) 歳入歳出決算（見込）書の抄本
  - (5) その他参考となる書類
- 2 前項の書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して 15 日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日とする。

（額の確定）

第10条 前条第 1 項の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

（交付の請求）

第 11 条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、女性医師等復職支援研修事業補助金交付請求書（様式第 7 号）を知事に提出するものとする。

（消費税仕入控除税額の報告）

第 12 条 第 5 条第 3 項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第 9 条に規定する実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。

2 第 9 条第 3 項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出した後において、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を女性医師等復職支援研修事業消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第 8 号）により、速やかに知事に報告することとし、この場合において、県は当該消費税仕入控除税額の全部又は一部を県に納入させることがある。また、補助金に係る消費税仕入控除額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、第 10 条の規定による補助事業の額の確定があった日の翌年 6 月 15 日までに、同様式により知事に報告するものとする。

（補則）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和 6 年度の補助金から適用する。

## 別表

第1欄（基準額）	第2欄（対象経費）	第3欄（補助率）
研修1単位につき 200,000円	研修の実施に必要な給与費（基本給、諸手当）、諸謝金、消耗品費、印刷製本費、材料費（医薬品費、診療材料費、医療消耗器具費）、光熱水費、燃料費、備品費、図書費	10分の10 以内